

平成21年11月19日  
(社)日本化学工業協会  
保安防災部会 事務局

### 容器イエローカード導入の進捗状況 第7回目アンケートの集約結果

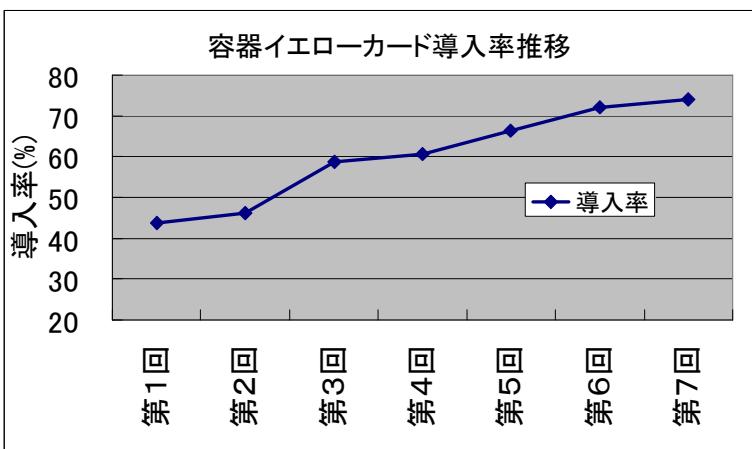
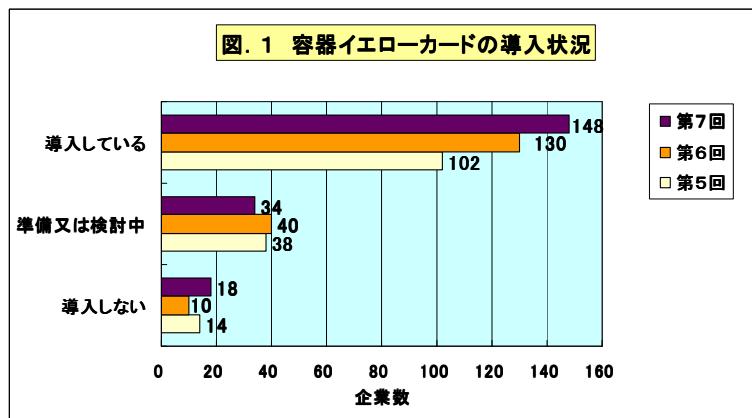
2003年より実施しております容器イエローカード導入の進捗状況のアンケート調査を今年度も実施いたしました。アンケートの集約結果を以下にまとめました。

アンケート回答企業数 213社(2009年11月16日現在)

#### 記

1. 「貴会社・団体では、容器イエローカードを導入しますか、あるいは既に導入していますか？

##### (1)集約結果

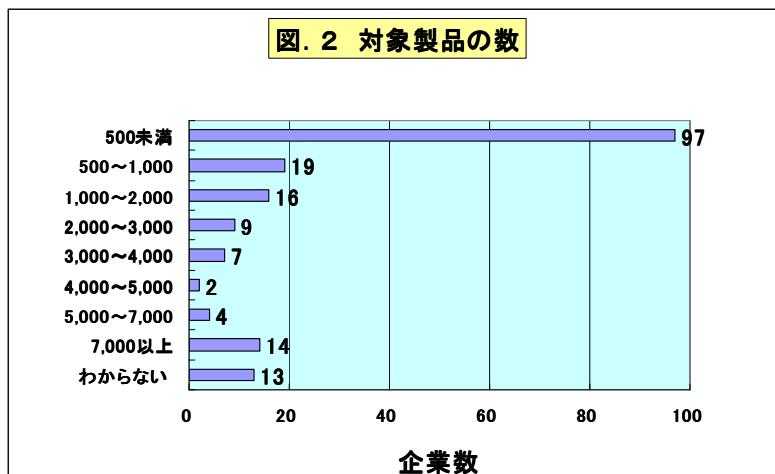


## コメント

- ・アンケート回答企業の数は213社で昨年の190社より23社増加した。その内13社は、「容器イエローカード」の適用外の企業であったため、アンケート集計上200社に基づいて集約を行った。
- ・「導入している」企業は200社中148社で、導入率は74%であった。昨年(130社、72%)と比較すると、企業数で18社、導入率では2%増加した。また、「準備又は検討中」の企業数は34社で、昨年より6社減少した。「導入しない」企業は18社で、昨年よりも8社増加した。「導入している」企業が増加した理由としては、平成18年の労働安全衛生法の表示に関する法改正に伴うラベルの変更、危険物輸送への安全意識の向上等によるものと推定される。また「導入しない」理由としては、自社で類似の方式を採用しているなどが挙げられた。

## 2. 容器イエローカードの対象製品の数は概略いくつですか？

### (1) 集約結果

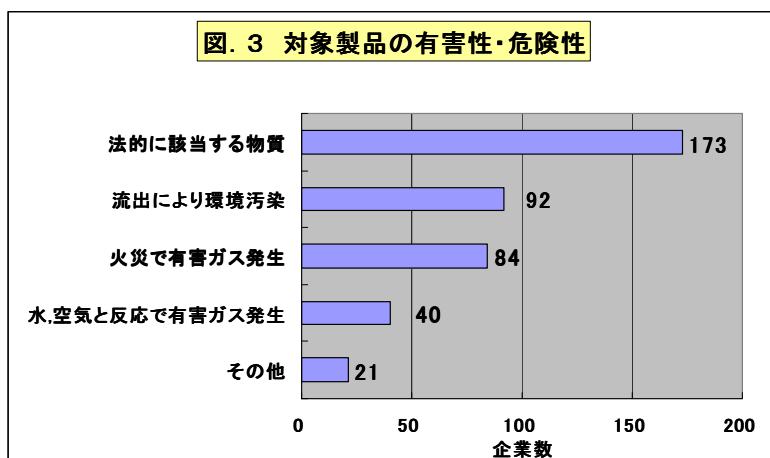


## コメント

- ・対象製品の区分の内、最も多いものは500未満であり、54%を占めている。

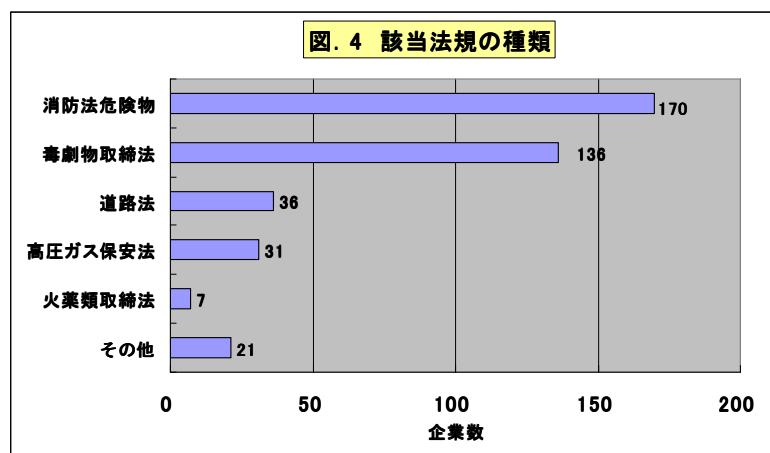
3. 対象製品の危険性・有害性について該当するものにご記入ください。(複数記入も可)

(1)集約結果



コメント

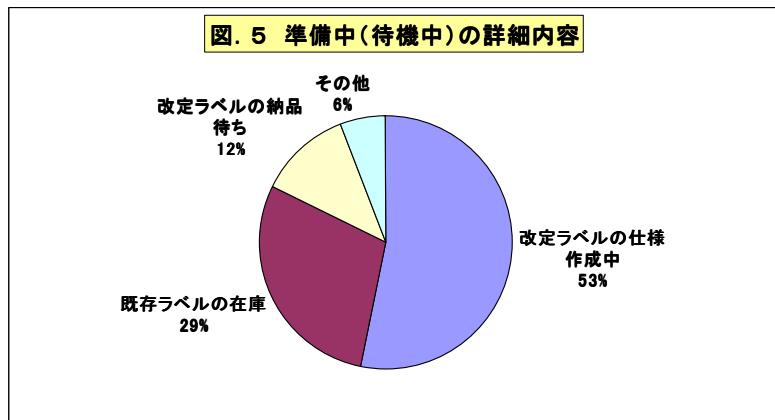
- ・法的に該当する物質を選択した企業が173社(87%)を占めた。また、流出による環境汚染が92社(46%)、火災で有害ガスを発生する物質が84社(42%)であった。



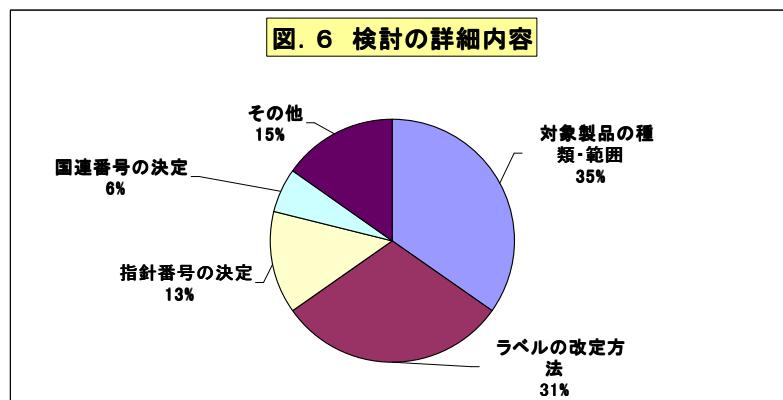
コメント

- ・法的に該当する物質の内訳で最も多いものが消防法危険物で、170社(85%)の企業が選択した。
- ・水底トンネルの通行禁止或いは通行制限を受ける道路法を選択した企業は36社であった。

4. 現在の容器イエローカード導入の準備状況について該当するものにご記入ください。  
(複数記入も可)



5. 現在の容器イエローカード導入の検討状況について該当するものにご記入ください。  
(複数記入も可)

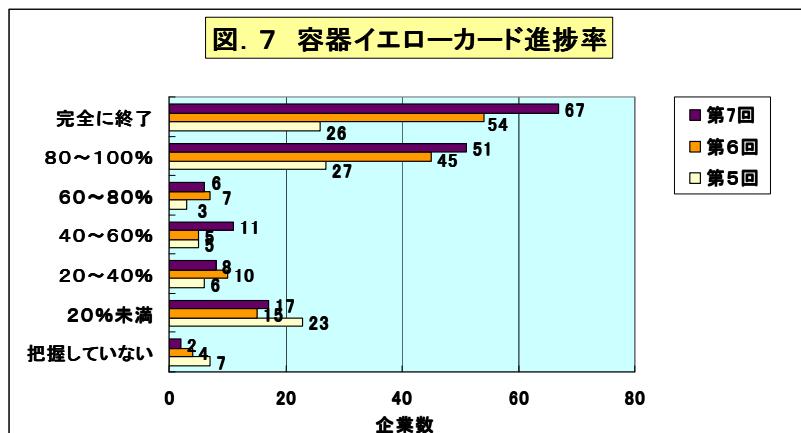


#### コメント

・検討内容としては、対象製品の種類・範囲に関するものが35%、ラベルの改定方法が31%、指針番号の決定が13%、国連番号の決定が6%であり、昨年と比較し、同様の傾向であった。

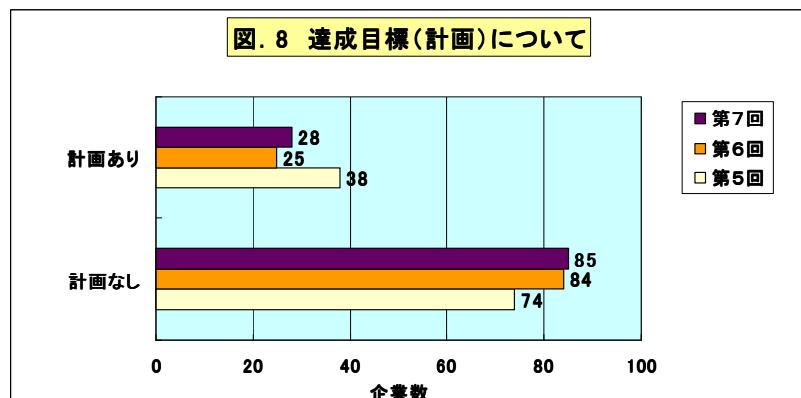
6. 容器イエローカード導入に対する実施率の現状、見通し、達成目標(計画)についてお伺いします。

#### (1)集約結果



#### コメント

- ・今回の第7回アンケート調査結果を昨年と比較すると、完全に終了、及び80~100%実施済み企業が前回と比較して増加しており、全体として導入が確実に進んでいること確認された。

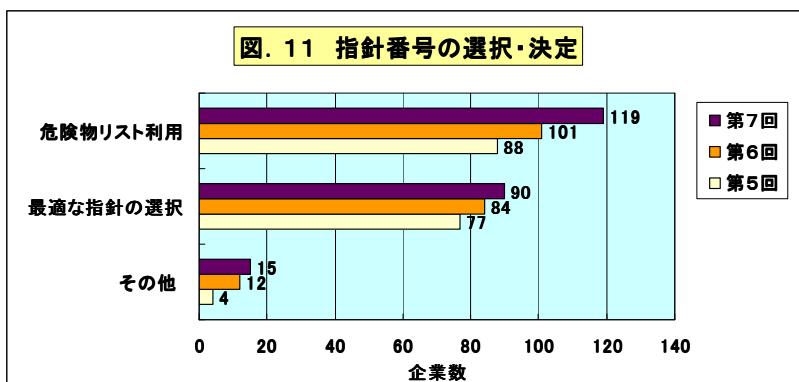
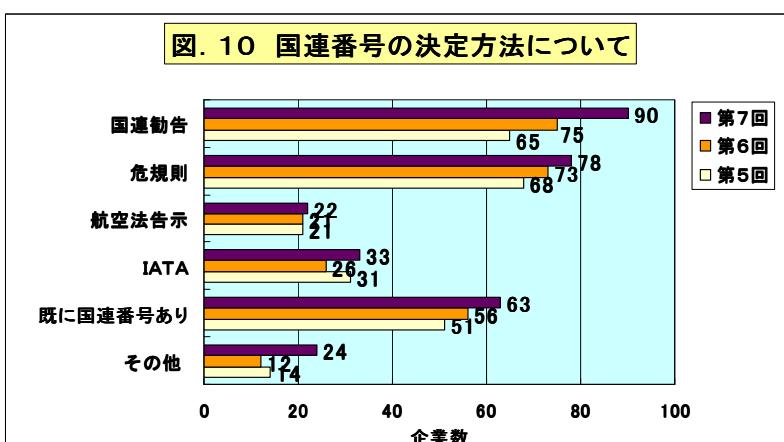
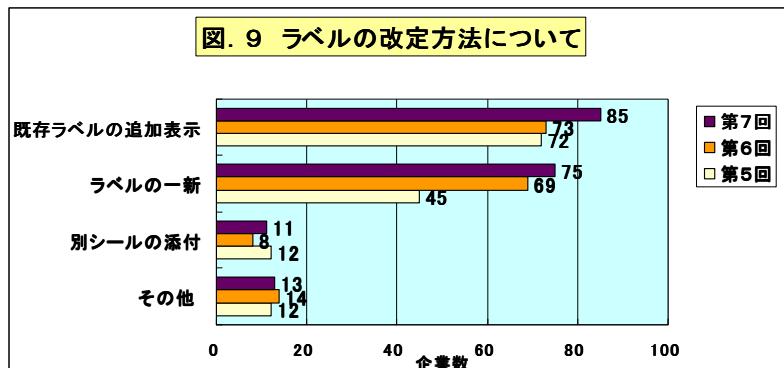


#### コメント

- ・今回の第7回アンケート調査結果を昨年と比較すると「計画なし」の企業は昨年とほぼ同数である一方で、「計画あり」の企業の増加が見られた。

7. ラベル改定を既に実施している(仕様、方針が確定している)会社・団体にお聞きします。

(1)集約結果



コメント

- ・「既存ラベルの追加表示」「ラベルの一新」が増えており、ラベルの見直しが進んでいると推定される。
- ・昨年と同様、緊急時応急措置指針の危険物リストの索引から選択するもの、指針の内容から最適な指針番号を選択するものが大多数を占めている。また今年度は昨年度と比べて、緊急時応急措置指針の危険物索引リストの利用が大きく増えている。

以上